

# 一般社団法人日本実験動物技術者協会東海北陸支部 事務局細則

## (会議・総会運営費)

- 第1条 会議費は、役員会(単独開催)に出席する役員交通費、会場費等をもって計算する。
2. 総会運営費は、本部総会評議員会に出席する役員の往復の交通費、1泊宿泊費をもって計算するが、実情に応じて協議決定する。
  3. 交通費の計算は、本部財務規程を準拠する。

## (講演会・講習会事業費)

- 第2条 講演会・講習会事業費は、支部総会・研究会、講習会、技術交流会等に出席する講師の交通費、宿泊費と謝金および講習会で補助をした役員の交通費と宿泊費、および会場費等をもって計算する。
2. 第1項の謝礼金は、本部財務規程に準拠する。
  3. 講師の交通費の計算は、本部財務規程に準拠するが、その他については実情に応じて協議決定する。

## (交際費)

- 第3条 本部および本支部の現役員が死亡した場合には、供花・弔電および香典を送ることができる。内容および金額については、支部長および副支部長と、事務局長で協議決定する。
2. 第1項によらず、本支部として特に必要であると認められる者が亡くなった場合は、内容および金額について、支部長および副支部長と、事務局長で協議しこれを支出することができる。

## (附則)

- 第1条 本規程は平成27年4月1日制定・施行  
第2条 本規程は平成29年4月15日改正  
第3条 本規定は平成30年4月14日一部改正